

# 水質汚濁調査



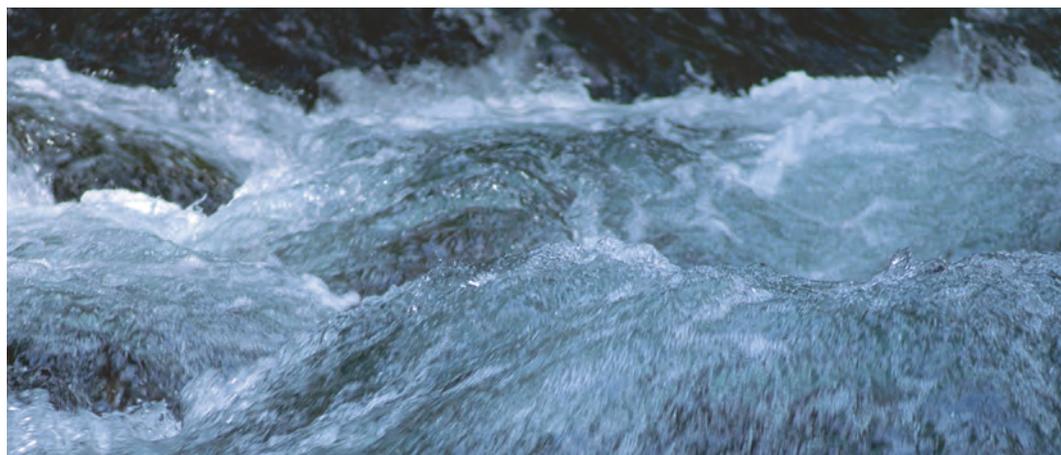
## 水質汚濁調査

### 水質汚濁に係る環境基準

環境中の水域には、人が健康に暮らせるように国が定めた環境基準があります。環境中の水域とは、河川、湖沼、海域、地下水に分けられ、その水域の種類毎に全国一律の基準となっています。

#### 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 地下水においては「塩化ビニルモノマー（基準値0.002mg/L以下）」を追加し、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり「1,2-ジクロロエチレン（基準値0.04mg/L以下）」を基準項目とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	

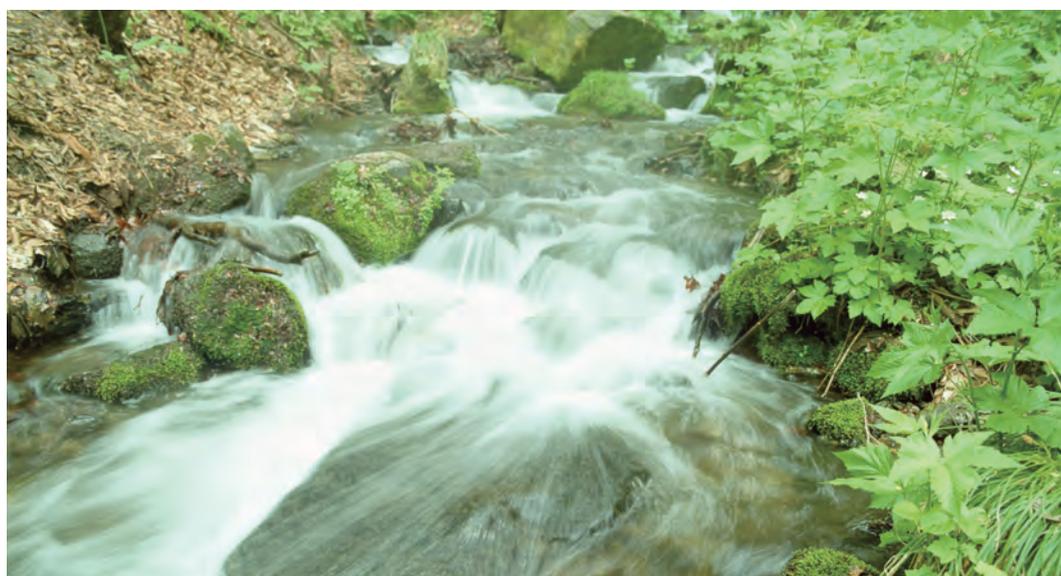


# 生活環境の保全に関する環境基準

## 1. 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	-

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度



## 水質汚濁に係る排水基準

特定施設を設置している事業所が公共用水域（河川等）に排水を流す場合は、水質汚濁防止法により次の排水基準が定められています。

### 有害物質に係る排水基準（総理府令第35号別表1）

項目	基準値	備考
1	カドミウム及びその化合物	1「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法に基づき排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。 3 ほう素及びその化合物とふっ素及びその化合物については、海域以外の公共用水域に排出される場合に適用される排水基準値を掲載（海域に排出の場合、ほう素230mg/L、ふっ素15mg/L以下）
2	シアン化合物	
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	
4	鉛及びその化合物	
5	六価クロム化合物	
6	砒素及びその化合物	
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
8	アルキル水銀化合物	
9	ポリ塩化ビフェニル	
10	トリクロロエチレン	
11	テトラクロロエチレン	
12	ジクロロメタン	
13	四塩化炭素	
14	1,2-ジクロロエタン	
15	1,1-ジクロロエチレン	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	
17	1,1,1-トリクロロエタン	
18	1,1,2-トリクロロエタン	
19	1,3-ジクロロプロペン	
20	チウラム	
21	シマジン	
22	チオベンカルブ	
23	ベンゼン	
24	セレン及びその化合物	
25	ほう素及びその化合物	
26	ふっ素及びその化合物	
27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
28	1,4-ジオキサン	

## 生活環境項目に係る排水基準 (総理府令第35号別表2)

項目	基準値	備考
1 水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6 (海域以外) 5.0~9.0 (海域)	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L以下 (日間平均120mg/L以下)	
3 化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L以下 (日間平均120mg/L以下)	
4 浮遊物質 (SS)	200mg/L以下 (日間平均150mg/L以下)	
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下	
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下	
7 フェノール類含有量	5mg/L以下	
8 銅含有量	3mg/L以下	
9 亜鉛含有量	2mg/L以下	
10 溶解性鉄含有量	10mg/L以下	
11 溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	
12 クロム含有量	2mg/L以下	
13 大腸菌群数	日間平均3000個/cm <sup>3</sup> 以下	
14 窒素含有量	120mg/L以下 (日間平均60mg/L以下)	
15 燐含有量	16mg/L以下 (日間平均8mg/L以下)	

## 名古屋市上下水道局による条例基準 (名古屋市条例第35号) 下水道への排出基準

項目	排出量 (m <sup>3</sup> /日) ごとの基準値 (※は製造業等の基準)			
	50 未満	50 ~ 1000 未満	1000 ~ 3000 未満	3000 以上
温度	-	45度以下	45度以下 (※40度以下)	
水素イオン濃度 (pH)	5以上	5以上9以下	5以上9以下 (※5.7以上8.7以下)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	-	600mg/L以下 (場合により2000)	600mg/L以下	600mg/L以下 (※300mg/L以下)
浮遊物質 (SS)	-	600mg/L以下 (場合により1400)	600mg/L以下	600mg/L以下 (※300mg/L以下)
沃素消費量	-	220mg/L以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	50mg/L以下	5mg/L以下		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L以下		

上記以外の生活環境項目及び、有害物質に係る排水基準は水質汚濁防止法と同様です。

お問合せ・分析のご依頼は…

**株式会社 愛研** <http://www.ai-ken.co.jp>

本社 TEL : (052) 771-2717  
FAX : (052) 771-2641  
E-mail : aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所 TEL : (0569) 28-4738  
FAX : (0569) 28-4749  
E-mail : aiken-handa@ai-ken.co.jp